

吹田市条例第 号

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例（案）

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年吹田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「740,000円」を「518,000円」に改め、同条第2号中「700,000円」を「490,000円」に改め、同条第3号中「650,000円」を「455,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年 月1日から施行する。

（提案理由）

吹田市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>740,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>700,000円</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の議員 <u>650,000円</u></p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員報酬の月額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 <u>518,000円</u></p> <p>(2) 副議長 <u>490,000円</u></p> <p>(3) 前2号に掲げる者以外の議員 <u>455,000円</u></p>